

2009.06.30

民主党循環型酪農推進小委員会（プレスリリース）

民主党の循環型酪農政策（中間報告）案

我が国酪農業は、安価な輸入穀物を前提に規模拡大・効率化を強力に推進してきたが、その結果、飼料自給率や牛乳・乳製品自給率は低下し、また、昨今の配合飼料価格の高騰や乳価の低迷等により収益性が著しく悪化するとともに、減産型の生乳計画生産などによって、生乳基盤が弱体化しており、危機的状況にある。

また、生乳の需給については、少子化等を背景に飲用向けの消費が低迷している一方、チーズや生クリームの乳製品の消費量が増加している。特に、チーズについては、輸入乳製品全体の7割弱で、国内消費量の約8割を輸入品が占めているが、ナチュラルチーズについては、消費者の嗜好性の高まり等により消費が伸びてきており、今後の需要拡大の可能性を有している。

このように、消費者の牛乳・乳製品への「本物」志向が高まりつつあり、「飲むことから食べることに」と乳文化が成熟化する兆しが見られる。また、安全性や品質、新鮮さ等を評価して、国産品を選択する消費者も増えており、このような消費者ニーズに的確に対応する観点からも、輸入飼料に依存する我が国酪農の在り方を根本的に考える時期に来ている。

酪農は、そもそも人間にとって食料にならないものを給餌し、牛乳・乳製品という形で人間に食料を供給するのが本来の姿であり、牧草を食べている牛の乳は、当該地域ならではの特産品ともいえるべきものである。

ヨーロッパでは、その土地の気候や風土等に根ざした製造方法により様々な種類や味のチーズが生産され、その品質等を正當に評価する仕組みが整備されている。このように地域の個性を生かして唯一無二であることが商品としての付加価値を有している。

したがって、酪農の本来の姿を回復し、「土地－草－牛」の関係に軸足を置いて、国産飼料の生産・利用を通じて食料自給率の向上を図り、環境負荷低減に資する資源循環型の酪農を構築する必要がある。

また、商品としての付加価値を上げていくためには、地域条件や食文化等を踏まえつつ、乳加工等への適性に応じた多様な乳用種の導入を含め、生産から加工・販売までを取り込んだ「6次産業化」の取組を推進していくことが必要不可欠である。

循環型酪農への転換と6次産業化の推進は、輸入穀物価格に左右されない安定的な生産につながるばかりでなく、付加価値化による所得の向上を通じて、

多様な酪農経営の実現が図られるとともに、国際化の進展の下、国産牛乳・乳製品を差別化して持続可能な酪農を見出すことにもつながる。

以上を踏まえ、民主党は、政権交代後において、以下の対策を講ずるものとする。

1 牛乳・乳製品の高付加価値化等による6次産業化の推進

- (1) チーズについては、需要の拡大が見込まれることから、消費者の求めるニーズを的確に捉え、商品の差別化及び食の安全を担保する観点から、「トレーサビリティ・システム」、「HACCP」、「GAP」の導入を推進する。
- (2) 生産から加工・販売分野への進出に係る経営リスクがあることを踏まえ、施設等整備に係る融資制度の拡充（ノン・リコース・ローン等）等を図るとともに、「畜産・酪農所得補償制度」（以下2を参照）において、新たな販売方式の導入や商品開発の取組に応じて、交付金算定に加味する等の支援を行う。
- (3) 地域の個性を生かした牛乳・乳製品の価値を正當に評価する観点から、原産地呼称などの制度的な在り方を検討する。また、食品としての衛生管理が行われることを前提に、無殺菌牛乳によるチーズ製造に係る乳製品の殺菌基準等の見直しについても検討する。
- (4) チーズは種類や味など多様性があることを踏まえ、消費者の選択に合う商品の提供や良質なチーズ生産の指導を的確に行うためには、専門的知識を持った「匠」が必要であることから、「チーズマイスター」（仮称）の育成や養成学校の設立等の人材育成方策を検討する。
- (5) 飲用牛乳についても、消費者の本物志向や国民の健康増進の視点に立って、機能性や効能の普及啓発等を通じた消費拡大を促進するとともに、オーガニック牛乳や低温殺菌牛乳などの今後の可能性について検討を行う。併せて、生乳の生産調整や一元集荷方式、乳脂肪分等の重視した乳価形成など、生産・流通の在り方についても検討を行う。

2 畜産・酪農所得補償制度の導入等による経営の安定化

- (1) 酪農経営における安定的な生産の確保や新たな分野へのチャレンジを支援するためには、経営リスクに対応したセーフティネットが必要であることから、生産目標数量に即した販売農業者を対象に、標準的な生産費と販売価格との差額を基本とする交付金を交付する「畜産・酪農所得補償制度」（所要額：2,000億円）を導入する。
- (2) また、経営形態に応じた支援を行う観点から、新たな販売方式の導入や商品開発、環境保全、品質、規模拡大に資する取組に応じて、交付金の算定要素に加味することとする。

- (3) なお、所得補償制度が導入されるまでの間、飼料価格高騰による酪農家の負担を十分勘案した水準での飼料費の補てん措置等の対策を講ずる。

3 自給飼料基盤の構築等

- (1) 土地基盤に立脚した資源循環型の酪農を構築する観点から、試験研究機関や普及組織等が連携して、放牧技術の確立・普及の加速化を図る。
- (2) 自給飼料への転換や牛乳・乳製品の付加価値向上を図る観点から、粗飼料効果やチーズ歩留まりが高いとされるブラウンスイス種等の導入に向けた研究開発や遺伝的特性を活かした改良を推進する。
- (3) 自給飼料の生産・利用を確実に推進する観点から、現在の補助事業における画一的な運用から地域の条件や農家の意向が反映される仕組みへと、酪農飼料基盤拡大推進事業の拡充など現行の自給飼料・耕畜連携対策を抜本的に見直す。
- (4) 環境負荷低減やエネルギー供給源の多様化等の観点から、「固定価格買取制度」の導入を含めたバイオガス発電を推進する。
- (5) 既存農家の経営発展や新規就農を促進するため、未利用農地の活用を図るための具体的な仕組みを検討する。

以上